

(別添2)

単価契約書 (案)

福井県 (以下「甲」という。) と、〇〇〇〇〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

(契約の要項)

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、次の業務 (以下、「委託業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

委託業務名 科学実験教室実施業務

- (2) 委託業務の内容は、別紙1「科学実験教室実施業務仕様書」および別紙2「科学実験教室実施要領」記載のとおりとする。

- (2) 乙が実施する科学実験の名称および契約単価は下記のとおりとする。

| 科学実験の名称 | 契約単価 (円/回) |
|------------------------------|------------|
| ①「原子力発電のしくみ」および「電池をつくろう」 | |
| ②「原子力発電のしくみ」および「-196℃の世界」 | |
| ③「原子力発電のしくみ」および「ドライアイスであそぼう」 | |
| ④「原子力発電のしくみ」および「びっくり空気力」 | |
| ⑤「原子力発電のしくみ」および「爆発の科学」 | |
| ⑥「シャボン玉の変化」 (上記①～⑤と併せて実施) | |
| ⑦「スライムを作ろう」 (上記①～⑤と併せて実施) | |

- (3) 契約期間は平成22年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(契約保証金)

第2条 A 乙は、甲に契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を納入するものとする。

B (財務規則第172条に該当する場合) 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(契約履行の場所)

第3条 乙は、科学実験教室の開催を希望する団体の求める場所で実施する。

(委託業務の実施方法)

第4条 乙は、別添仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

(調査等)

第5条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告もし

くは資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(実績報告および検査)

第8条 乙は、毎月末日に当該月中に実施した科学実験の種別および数量を取りまとめ、速やかに仕様書に基づく報告書等を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第9条 乙は、前条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(契約単価の変更)

第10条 この契約締結後において、社会経済の動向により市場価格等に変動が生じた場合は、甲乙協議の上、単価の変更を行うことができる。

(遅延利息)

第11条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) その責に帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。
- (2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。
- (3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。
- (4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。
- (5) 契約の解除を申し出たとき。

(違約金等)

第13条 前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償請求権)

第14条 乙は、委託業務の実施に当たり、第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責を負うものとする。

(著作権等権利の処理)

第15条 乙は、委託業務の実施にあたり、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

(情報セキュリティの確保)

第17条 乙は、委託業務の実施において、別紙「受託者における情報セキュリティに関する事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および解除後においても同様とする。

(グリーン購入)

第18条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針（平成13年4月27日策定）」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第19条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第20条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年 4月 日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県知事 西川 一 誠

乙